

「子どもの権利条約」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二年四月二十一日

参議院議長 土屋義彦 殿

立

木

洋

「子どもの権利条約」に関する質問主意書

昨年九月二十一日に署名を行つた「子どもの権利条約」につき、先日も海部首相がユニセフのグランド事務局長に、早期に批准する旨の意志表明を行つた。この条約の早期批准に向けて、次の事項について質問する。

一 批准のための国会提出はいつか。

二 各省庁が批准に向け、どのような作業を進めているのか、またその作業の進捗状況について、それぞれ具体的に示されたい。

三 「子どもの権利条約」は全面的に批准すべきであるが、政府としては留保するところがあるのか。あるとすれば、どこを留保するのか、理由とともに示されたい。

四 この条約に関わって整備しなければならない国内法を列挙されたい。また、その担当省庁は

どこか示されたい。

五 この条約の邦訳文はいつ公表するのか。

六 「子どもの権利条約」の第四十二条に規定されている条約の「広報義務」実施についてどのように方途を考えているのか。

七 「世界子どもサミット」で、海部首相も賛同した「世界行動計画」についての具体化はどうに進めるのか。

右質問する。